

土壌測定分析

土壌の汚染状態の有無を判断する基準として、土壌環境基準が設定されています。これは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準です。

環境測定・環境分析

土壌試験

現場での採取から、有害物質の分析、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査、対策提案まで総合的に対応いたします。

■ 当社は土壌汚染対策法に基づく調査機関です。

- 土壌調査指定調査機関 環 2003-1-620

■ 当社は計量法第 107 条で定められた計量証明事業者です。

- 計量証明事業登録(濃度)千葉県第 576 号
- 計量証明事業登録(濃度)山口県第 40 号
- 特定計量証明事業登録 千葉県登録 特第 004 号 (認定番号 : N-0074-01)



● 土壌の採取



● 土壌サンプル

土壌測定分析

お問い合わせ先

 **Taiheiyo Consultant**
株式会社 太平洋コンサルタント

《西日本営業部》
〒756-0817 山口県山陽小野田市大字小野田6276
TEL 0836(83)3358 / FAX 0836(83)7058
<http://www.taiheiyo-c.co.jp>



● 溶出試験



● 有害物質の分析(シアン化合物)



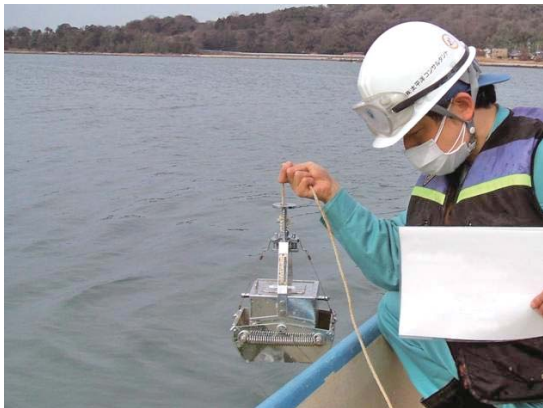
● 誘導結合プラズマ発光分析装置(ICP-AES)



● ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC/MS)

底質調査

底質とは海域、港湾、河川、水路、湖沼などの水底の土砂やヘドロ等のことです。底質のダイオキシン類、PCB や水銀等の有害物質の測定を行います。



● 底質の採取



● 底質サンプル